

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

イオン株式会社の最終事業年度に係る
計算書類等の内容
(2018年3月1日から2019年2月28日まで)

イオン株式会社 定款

マックスバリュ東北株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.mv-tohoku.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

1. 企業集団の事業の概要

当社を取り巻く経営環境は、国内経済が緩やかな回復基調にあるものの消費者の生活防衛意識は依然として強く、業種や業態を超えた競争環境の激しさが増しました。加えて、猛暑、暖冬といった気候変動や集中豪雨、地震などの災害の発生は、国民の生活および当社の国内小売事業に大きな影響を及ぼしましたが、高い経済成長が続く中国・アセアン地域での事業展開が進むディベロッパ事業、総合金融事業が好調に推移したほか、国際事業が着実に業績改善しました。これらの結果、連結の営業収益は増収となり、営業利益、経常利益は増益となりました。

【グループ共通戦略】

当社は、絶えず革新し続ける企業集団として、長期的な視点でグループの成長と持続的な社会の実現を両立させるサステナブル経営を追求しています。2018年3月には、「イオン 脱炭素ビジョン2050」を発表し、店舗で排出するCO₂等を2050年までに総量でゼロにすることを宣言しました。お客さまやお取引先さま等すべてのステークホルダーの皆さまとともに、脱炭素社会の実現に向け取り組んでまいります。

当期は、新たな成長に向けたグループ構造改革を推進しました。2020年に向けたイオングループ中期経営方針として掲げるリージョナル(地域)シフトの一環として、2018年10月、北海道、東北、東海中部、近畿、中四国、九州の国内6地域においてスーパーマーケット事業を展開する子会社の経営統合に関する基本合意書を締結しました。中四国地域において経営統合を実施するマックスバリュ西日本株式会社、株式会社マルナカおよび株式会社山陽マルナカは、他地域に先行して株式交換契約を締結し2019年3月から経営統合した新体制でスタートしました。各地域で誕生する統合会社は、低価格志向、健康志向、ローカル志向などの食の嗜好の多様化や時短ニーズの高まり、ボーダレス化した食の市場を巡る競争の激化、労働環境の変化などに対応した最も地域に貢献する企業を目指しています。加えて2018年10月、中四国地域を中心に事業展開する株式会社フジと資本業務提携契約を締結しました。人々のくらしと地域社会への貢献という点において共通の理念を持つ両社が、さまざまな分野でシナジーを追求することで、同地域でNo.1の事業連合体を目指します。

さらに、世界の先進的なECノウハウを積極的に活用しデジタルシフトを加速するため、高度に自動化された物流システムや人工知能を活用し高い顧客提案力を有する米国ベンチャー企業のBoxedや、欧州No.1のスポーツEC(電子商取引)プラットフォームを展開するSIGNA Sports United GmbHへの出資を行いました。また農産物においては、食の安全と持続可能な生産管理を実施する農場の国際認証GLOBALG.A.P.を取得した農場から出荷された商品にのみ表示が許される「GGN(グローバル ギャップ ナンバー)」が表記された商品をアジアで初めて調達・供給するなど、グローバル基準に基づき生産される商品の調達を推進しました。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 91 期	第 92 期	第 93 期	第 94 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	8,176,732	8,210,145	8,390,012	8,518,215
営 業 利 益 (百万円)	176,977	184,739	210,273	212,256
経 常 利 益 (百万円)	179,674	187,351	213,772	215,117
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,008	11,255	24,522	23,637
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	7.19	13.44	29.23	28.11
総 資 産 (百万円)	8,225,874	8,750,856	9,452,756	10,049,680
純 資 産 (百万円)	1,819,474	1,862,410	1,916,737	1,875,364
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,364.57	1,349.79	1,371.60	1,299.32

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,080,630	100.0	11,515	102.3
S M 事 業	3,235,064	99.8	25,195	82.0
ヘルス&ウエルネス事業	793,962	111.7	26,269	100.9
総合金融事業	436,565	107.0	70,839	101.5
ディベロッパー事業	360,259	107.3	55,590	107.9
サービス・専門店事業	768,548	101.2	19,762	90.1
国際事業	437,567	104.5	3,414	1,468.0
報告セグメント計	9,112,598	101.7	212,586	100.5
その他事業	16,895	93.7	196	—
合 計	9,129,493	101.7	212,783	100.8
調 整 額	△611,277	—	△526	—
連 結	8,518,215	101.5	212,256	100.9

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、弁当惣菜専門店
SM事業	スーパーマーケット、ディスカウントストア、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
ヘルス&ウエルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・婦人服・靴等を販売する専門店
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル等

(1) 各事業の成果

小売・サービス

- GMS事業では、イオンリテール株式会社が、大型イートインスペースや、ベビー・キッズ専門店のキッズリパブリック、ヘルス&ビューティケア専門店グラムビューティークなどの大型専門店売場の展開等を推進し、8店舗の新規出店、29店舗の活性化を実施しました。また、イオンのオンラインショップで注文・決済した商品を店舗で受け取れる「店舗受取りサービス」を本格導入するなど、お客さまのライフスタイルやニーズの変化に対応した取り組みを推進しました。イオン北海道株式会社においては、9月の北海道胆振東部地震および北海道全域停電により店舗営業に影響を受けましたが、お取引先さまのご協力のもと、グループ一丸となって食品等の緊急調達を行い、いち早く営業を再開し震災後のお客さまニーズに対応しました。
- SM事業では、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社とその連結子会社が、一部商品部門の仕入統合を継続するとともに、共同企画商品や共同調達を拡大しました。また、システムコストの削減や資材等の共同調達などによるコスト削減にも努めました。また、マックスバリュ各社においては、地域のお客さまニーズに呼応した品揃えや売場づくり、生鮮食品を中心に地域・地場商品の拡大への取り組みを進めるなど競争力の強化に努めました。
- ヘルス&ウエルネス事業では、ウエルシアホールディングス株式会社とその連結子会社が、既存店の活性化等ドラッグ&調剤・カウンセリング・深夜営業・介護を4つの柱とするウエルシアモデルを積極的に推進し、深夜に営業する店舗の拡大や調剤併設店舗の増加等により既存店の売上高が好調に推移しました。また、健康をキーワードにした商品開発や弁当・惣菜の販売、収納代行サービスの拡大等、利便性強化施策を積極的に推進しました。
- サービス・専門店事業では、株式会社イオンファンタジーが、新規事業のオンラインクレーンゲームで同社限定オリジナル景品などが人気を博したほか、人気YouTuberとのコラボによる同社限定のオリジナル景品の開発・展開が奏功し売上高が伸長しました。また、イオンディライト株式会社では、地震や台風等の自然災害の発生時に、建物の復旧工事や臨時清掃の実施等のサービス提供を通じて被災地の早期復旧に取り組みました。

金融

総合金融事業では、各種新規カードの発行に加え、イオングループの小売店舗と連動したポイント施策等により有効会員数並びにショッピング取扱高が拡大しました。また、預金や住宅ローンが伸長したほか、特に注力している資産運用商品の残高が着実に積み上がり、収益拡大に寄与しました。さらにイオン銀行ATMにスマー

トフォンをかざすだけで一部のお取引が可能なアプリを導入するなどカードレス化に向けた新たなサービスの提供を開始しました。また海外では、香港、タイ、マレーシアを中心に富裕層を含む新たな顧客層の開拓に努めたほか、コストコントロールを着実に進めたことなどにより、業績は好調に推移しました。

ディベロッパー

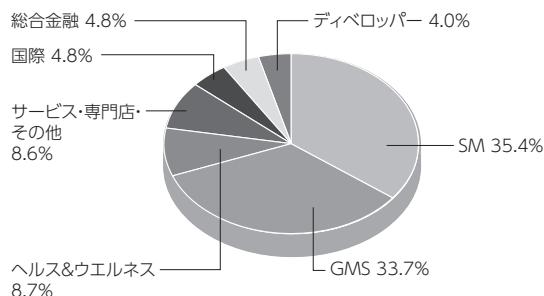
ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が国内で2モールの増床、6モールのリニューアルを実施したほか、新フォーマットのTHE OUTLETS HIROSHIMA (ジ アウトレット広島) を含む4モールをオープンしました。また、今後の成長ドライバーとして位置付けている海外事業では、中国で2モール、アセアンで1モールをオープンしたほか、前期までにオープンしたアセアンの全7モール、中国では同17モール中10モールで黒字化を達成し、イオンモールの海外事業は黒字転換しました。

このような国内外での成長により、同社の業績は、営業収益ならびにすべての利益において過去最高となりました。

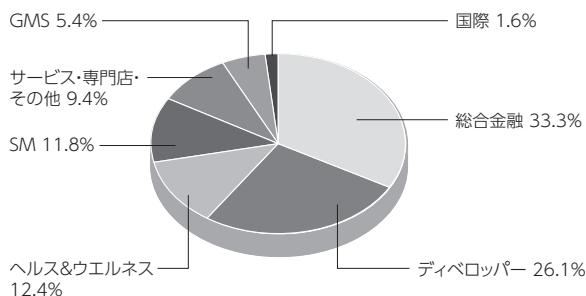
国際

国際事業では、イオンベトナム (AEON VIETNAM CO.,LTD.) が現地のニーズに合わせて差別化した自社開発商品や有機野菜・海外輸入食品の開発拡大、社会行事対応の売場づくりを積極的に行いました。マレーシアにおいては、日本の消費税に相当する物品・サービス税の廃止などの税制の変更に対応した販促企画を実施し、業績が改善しました。中国においては、春節商戦に対する早期対応に加えて、曜日市を軸に食品の売上が好調だったことなどが奏功し損益が改善しました。また、イオンストアーズ香港 (AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited) では、2016年にイオンスタイルへ全面活性化した旗艦店が好調に推移し同社業績を牽引しました。

●営業収益 構成比



●営業利益 構成比



数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

8兆 5,182 億円

(前期比 101.5%)

連結営業利益

2,122 億円

(前期比 100.9%)

親会社株主に
帰属する
当期純利益

236 億円

(前期比 96.4%)

店舗数

21,516 店舗

(うち海外店舗数 4,385店舗)

モール型SC数

315 SC

クレジットカード
会員数

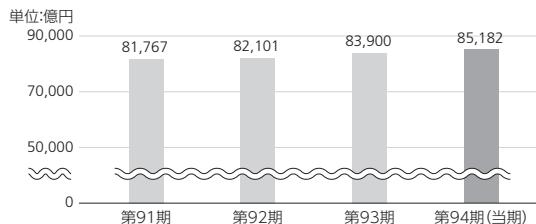
4,210 万人

(うち海外会員数 1,381万人)

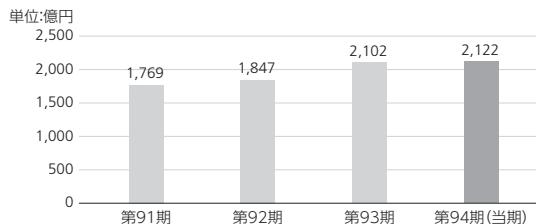
電子マネー
[WAON]
累計発行枚数

7,509 万枚

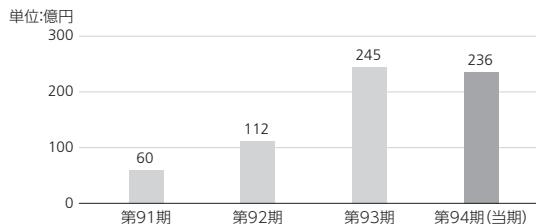
連結営業収益



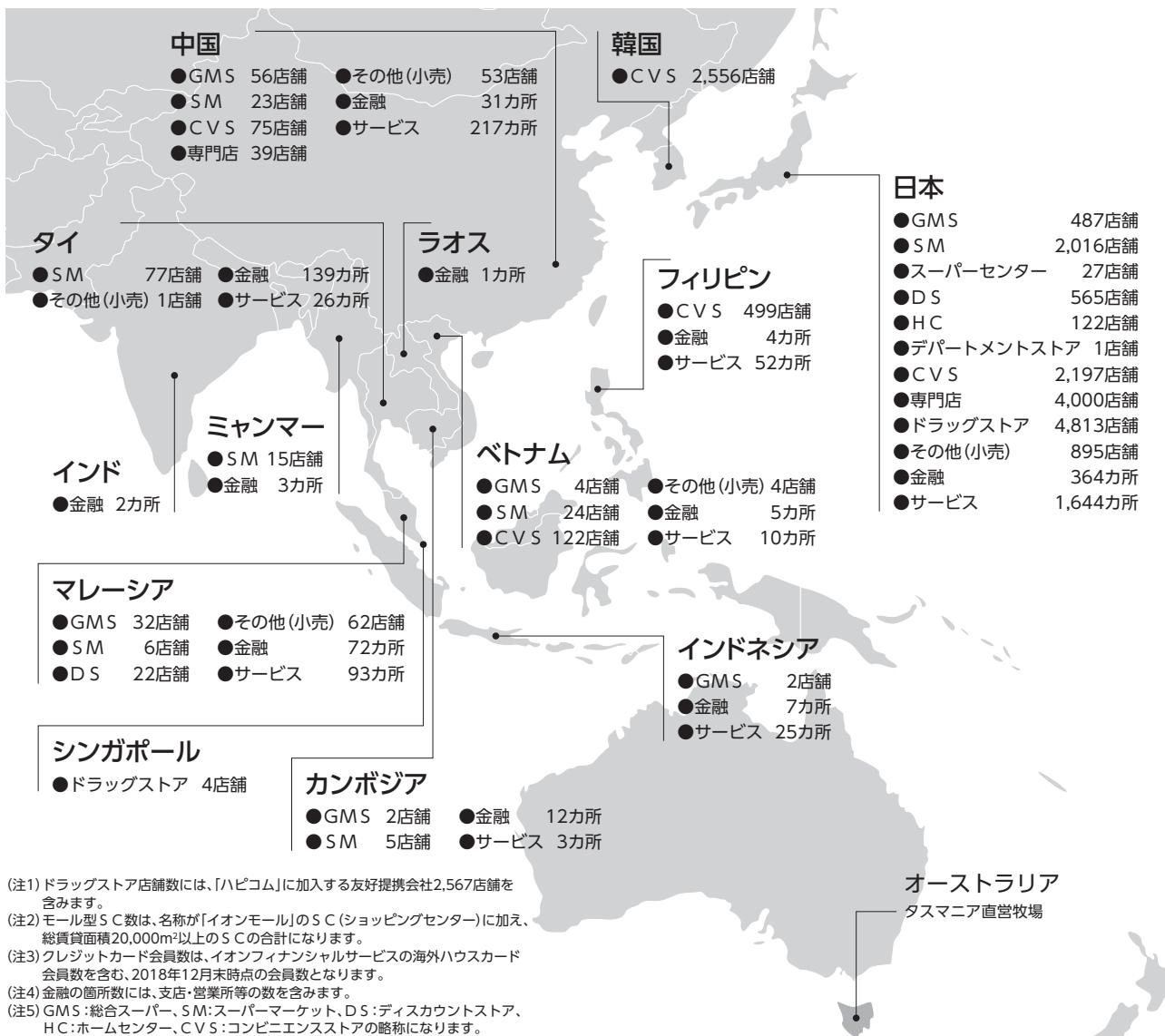
連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益



日本・中国・アセアンで2万店舗を展開しています。



(2) 環境・社会への取り組み

イオンの基本理念である「人間尊重」の経営を推進するため「イオンの人権基本方針」を、2018年10月に改訂しました。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持すること、お取引先さまなどイオンの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの皆さまを対象とすることを明記するとともに、事業活動による人権への影響を検証・改善するプロセスを構築し、人権が尊重される社会の実現を目指すことを決めました。また、「イオンの人権基本方針」の改訂に伴い、「イオン サステナビリティ基本方針」の社会面の重点課題も見直し改訂しました。

イオン サステナビリティ基本方針

私たちイオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指します。

取り組みにあたっては、「環境」「社会」の両側面で、グローバルに考え、それぞれの地域に根ざした活動を、多くのステークホルダーの皆さまとともに積極的に推進してまいります。

環境面の重点課題

- 脱炭素社会の実現
- 生物多様性の保全
- 資源循環の促進

社会面の重点課題

- 社会の期待に応える商品・店舗づくり
- 人権を尊重した公正な事業活動の実践
- コミュニティとの協働

【持続可能な社会の実現に向けて】

- 「脱炭素社会の実現」の取り組みでは、2018年3月に「イオン 脱炭素ビジョン2050」及び中間目標として2030年のCO₂の排出削減目標(2010年比35%削減)を策定しました。店舗で排出するCO₂等を排出総量でゼロにすることを目指すとともに、店舗をご利用のお客さま、商品の製造・物流などサプライチェーン全体に関わるお取引先さまをはじめ、すべてのステークホルダーの皆さまとともに、脱炭素化に取り組むことを宣言しました。さらに、「100%再生可能エネルギーでの事業運営」を目標に掲げる国際イニシアティブ「RE100」に日本の大手小売業として初めて加盟しました。
- 「生物多様性の保全」の取り組みでは、「イオン持続可能な調達方針」及び「持続可能な調達2020年目標」のもと、ASC認証商品(養殖水産物)やMSC認証商品(天然水産物)、FSC認証商品(林産物)など、グローバル基準に基づいて生産された商品の調達を推進しています。2018年6月には「イオン ウナギ取り扱い方針」を策定し、持続可能な調達に向けて、ウナギでは世界初となる漁業改善プロジェクトをインドネシアで開始しました。
- 1991年から継続している国内外の植樹活動は、公益財団法人イオン環境財団の活動と合わせて累計植樹本数が1,192万本を超えました。

- 「資源循環の促進」の取り組みでは、「イオングループ食品廃棄物削減目標」のもと、2025年まで食品廃棄物を半減、2020年までに食品資源循環モデルを全国10カ所以上に展開することを目指し、エリア毎に推進組織を立ち上げて取り組みを開始しています。
- 「コミュニティとの協働」の取り組みでは、お客さまとともに地域に貢献する団体等を応援する活動として、投函レシート合計金額の1%相当の品物を寄贈する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」の推進や、ご利用金額の一部を地域社会の発展に活用するご当地WAONの拡大に継続して取り組みました。また、地域の安全・安心や活性化、住民サービスの向上等に向けて、各地の自治体と包括協定の締結を推進しました。
- 公益財団法人イオン環境財団は「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオンの基本理念のもと1990年に設立。以来、世界各地における植樹活動、環境活動に取り組む団体への助成・支援、生物多様性の保全などに貢献した団体・個人への顕彰、環境人材育成のための環境教育、世界各地の大学、行政、学術研究機関並びに国際専門機関との連携事業などを主な事業として実施しています。今後もさまざまな環境活動を積極的に推進してまいります。
- 「お客さまから頂いた利益を社会のために役立てたい」という想いを込めてグループ主要企業が、税引き前利益の1%を公益財団法人イオンワンパーセントクラブに拠出しています。次代を担う青少年の健全な育成、諸外国との友好親善の促進、地域社会の持続的発展を目指し活動する同財団への支援は、設立の1989年(平成元年)から、累計で約269億円になりました。

【被災地支援の活動】

東日本大震災後の復興支援から次のステージの地域(ふるさと)の創生を目指し、「にぎわい東北一つなげよう、ふるさとのチカラ」のスローガンのもと、さまざまな取り組みを推進しています。10年間にわたる復興支援に労使一体で取り組む「イオン 心をつなぐプロジェクト」では、従業員によるボランティア参加者が30万人を突破しました。また、植樹活動については、2019年3月に実施した「仙台地区海岸防災林植樹」で、目標の30万本を達成しました。今後は、ボランティア及び植樹活動を継続しながら、交流型支援活動を通じた持続可能なコミュニティの再生を目指す「イオン 未来共創プログラム」の活動にさらに注力してまいります。

【ダイバーシティと健康経営の推進】

当社は、社会の変化や消費者ニーズの多様化に対応できる企業を目指し、従業員一人ひとりの価値観や考え方の違いを尊重し、多様な人材が活躍できるダイバーシティ経営を推進しています。

創業以来、人材こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、多様な人材が健康で能力を発揮できるようにグループ内のベストプラクティスの共有や管理職の意識改革の推進、事業所内保育施設の拡大等に継続的に取り組んでいます。こうした取り組みが評価され、2019年2月には3年連続で「健康経営優良法人2019(ホワイト500)」の認定を受けたほか、2019年3月には、女性活躍推進に優れた上場企業として「なでしこ銘柄」に2年連続で選定されました。

(3) コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンスの改革】

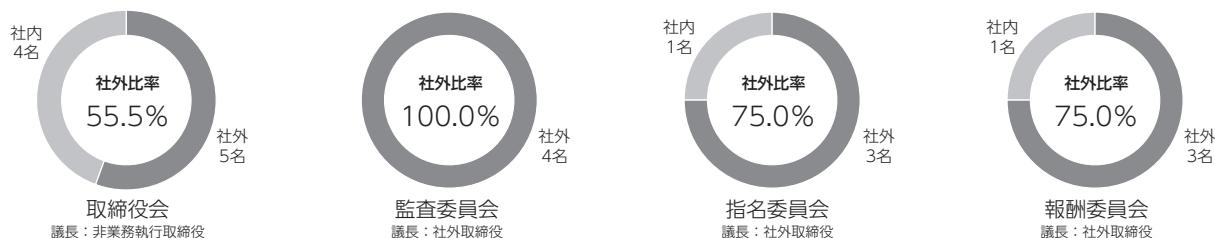
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。企業経営には、第三者の公正な立場・視点による意見を取り入れることが重要であることを認識し、前身のジャスコ株式会社設立時より外部から役員を招聘しています。2003年には、法改正を機に、いち早くガバナンス体制を「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離することで経営の透明性の担保と公明正大な企業経営を実現する統治体制です。当社ではこの統治体制の機能を更に高めるため、取締役会議長を非業務執行とし「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長は、すべて社外取締役としています。更に2009年からは、取締役の過半数を社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。また、2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し公表しました。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年～	2001年～	2003年～	2007年～	2008年～	2009年～	2013年～	2016年～	2017年～	2018年～	
商号	ジャスコ(株)	イオン(株)(2001年8月～)									
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社(2008年8月～)						
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社(2003年5月～)								
各委員会	-		指名委員会(議長:社外取締役)								
	-		報酬委員会(議長:社外取締役)								
	-		監査委員会(議長:社外取締役)								
取締役	23名		8名	7名	7名	9名					
(内:社外取締役)	- ※注		4名(半数)	3名	3名	5名(過半数)					
(内:女性)								1名			
(内:外国人)										1名	
取締役会の運営等								取締役会の実効性評価			
								社外取締役ミーティング			
方針・行動規範	イオンの基本理念(1989年～)										
			イオン行動規範制定								
								コーポレートガバナンス基本方針 制定			

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。イオンでは、それ以前より外部から役員を招聘しています。

取締役会&3委員会の構成



※社外取締役5名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

【社外取締役の活動報告】

取締役会の監督機能を十分に発揮させるため、社外取締役は企業経営者あるいはIT、企業戦略、法曹界といった専門分野で豊富な経験と高い見識を有した者を選任しています。加えて、ジェンダーや国際性を含むダイバーシティ(多様性)の視点が重要であると認識し、女性や外国籍の役員を含む体制としています。また、独立した立場から企業価値向上に向けた中長期的課題に関して幅広く議論するため、社外取締役のみが参加するミーティングを開催しています。同ミーティングでは、イオンの解決すべき課題について率直な話し合いが行われ、その結果、社外取締役とCEOとの定期的な面談が実施されました。また、中期経営計画の策定・進捗報告として政策審議ミーティングや海外事業の視察、植樹活動など、取締役会以外の討議・活動の場を積極的に拡大しています。

【取締役会の実効性に関する報告】

取締役会では、四半期毎の決算報告といった定例議案だけでなく、グループガバナンスのあり方や中期経営計画のモニタリング、ESGへの取り組みなど、イオンの中長期かつ本質的な課題を議論しています。社外取締役のさまざまな意見や問題提起を執行側は真摯に傾聴しつつも、議論においては忌憚のない活発な意見交換が行われています。

さらに、当社では取締役会の実効性を高めるため、各取締役にアンケート調査およびインタビューを実施しています。その結果に関して取締役会で議論し、抽出された課題を踏まえ改善につなげています。

当期は、「イオングループの中長期課題」「中期経営計画の進捗・実行の管理・監督」「ホールディングス機能とグループガバナンスの強化」が議論され、前年度からの改善や、各施策に対する管理・監督が十分に果たせたかを確認しました。その結果、いずれの評価項目においても概ね高い水準であり、取締役会は社内および社外の取締役・執行役ともに活発な議論がなされ十分に機能していることを確認しました。

今後も取締役会がその監督機能を最大限発揮するために必要な施策を推進し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

2. 企業集団の対処すべき課題

近年、お客さまの嗜好やニーズは、健康志向や低価格志向に加え、地球環境、地域社会に配慮したエシカル消費への関心が高まるなど、ますます多様化するとともに、Eコマース事業を主とする企業の存在感が一層強まり、競争も激しさを増しています。

このような環境のなか、当社グループは、“絶えず革新し続ける企業集団”として、お客さまの変化にいち早く対応するため、2020年に向けたイオングループ中期経営方針(2018年～2020年)において、変革の方向性として掲げた「リージョナルシフト」「デジタルシフト」「アジアシフト」と、それらを支える「投資のシフト」を推進し、それぞれの地域と領域においてナンバーワン企業を目指して革新を続けてまいります。

(1) グループ構造改革に向けた主要な取り組み

① リージョナルシフト

フレッシュ、ローカル、ナチュラル、オーガニックといったお客さまニーズの変化や、異業種・異業態による競争環境の激化に加え、人手不足など労働環境の変化に対応するため、全国の6エリアでスーパーマーケット事業の経営統合を進めています。

経営統合により、各地域の事業会社が、店舗、物流、商品開発、デジタルへの投資が可能となり、従来のスーパーマーケットのビジネスモデルを根本から変革し、地域に最も貢献するスーパーマーケット事業を目指してまいります。また、継続的な成長をすることで、各地域でNo.1の市場シェアを獲得してまいります。

② デジタルシフト

首都圏における全く新しいネットスーパーや、全国の地場商品を取り扱うマーケットプレイスの構築など、Eコマースビジネスの強化に加え、グループ企業が保有する顧客データ、決済、ITシステムなどの共通基盤を活用したイオン独自のプラットフォームを構築し、新たな収益源の獲得を目指すとともに、お客さまへの新たな価値提供や利便性向上、業務の生産性向上に取り組んでまいります。

また、これまで行ってきたEC企業の米国Boxedや、ドイツSIGNA Sports United GmbHへの出資に加え、ITベンチャー企業への投資や先進企業との連携を継続し、最先端テクノロジー、ノウハウの獲得を進め、デジタルシフトをさらに加速してまいります。

③ アジアシフト

デジタル化や、お客さまニーズのボーダレス化など、アジア全域で進んでいる急速なマーケット変化に対応するため、中国・アセアン各国でのさらなる成長の加速に加え、日本同様にGMSフォーマットの確立や、Eコマースなどのデジタルシフトを推進するとともに、域内において自由に商品を流通できる環境を整備してまいります。さらに、各国の優秀な人材の育成や交流を行うことによるグローバル人材の質的向上に取り組んでまいります。

また、ベトナムなど、特に高い成長が予想されるエリアに経営資源を集中投下することにより、早期に海外での事業の比率を営業収益、営業利益で50%とすることを目指してまいります。

(2) 組織体制の改革

上記3つのシフトの実行スピードを加速するため、2019年度は、新たに3名の代表執行役副社長をそれぞれのシフトに配置するとともに、プラットフォームの強化として、新たに物流とICTの担当を配置し、権限移譲を進め責任を明確化することにより、スピード感を持って経営課題の解決と経営目標を達成する組織体制といたします。

3. 企業集団および当社の概況(2019年2月28日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、293社の連結子会社、29社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 企業集団の店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
総合スーパー	583	ホームセンター	122	ドラッグストア	2,250
スーパーマーケット	2,166	デパートメントストア	1	その他物販	1,015
スーパーセンター	27	コンビニエンスストア	5,449	金融	640
ディスカウントストア	587	専門店	4,039	サービス	2,070
				総合計	18,949

(3) 企業集団の資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、EC等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は4,956億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の株式に関する事項

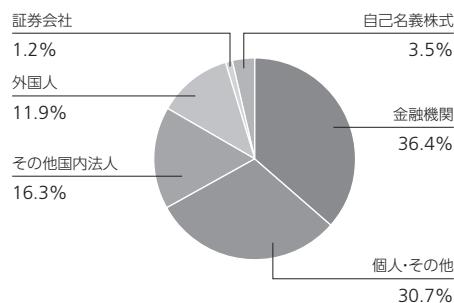
- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,400,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 767,999名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 871,924,572株 | ⑤ 単元株式数 | 100株 |
| ③ 大株主(上位10名) | | | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,151	6.20
株式会社みずほ銀行	33,292	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	33,118	3.93
公益財団法人イオン環境財団	21,657	2.57
公益財団法人岡田文化財団	21,164	2.51
三菱商事株式会社	20,422	2.43
農林中央金庫	18,133	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	14,872	1.77
イオン社員持株会	12,355	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	11,881	1.41

(注1) 持株比率は自己株式(30,145,261株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同社が退職給付信託に係る株式として拠出している株式9,378千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」)を含めています。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



(5) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
横尾 博	取締役会議長	株式会社やまや社外取締役
岡田 元也	指名委員 報酬委員	
森 美樹		
山下 昭典		
内 永 ゆか子	指名委員会議長 監査委員	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長 株式会社グローバリゼーションリサーチインスティテュート代表取締役社長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役 帝人株式会社社外取締役
長 島 徹	報酬委員会議長 監査委員	帝人株式会社名誉顧問 ダイキン工業株式会社社外監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事
塚 本 隆 史	監査委員 報酬委員	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問 朝日生命保険相互会社社外取締役 古河電気工業株式会社社外監査役 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役 一般社団法人日英協会理事長
大 野 恒太郎	監査委員会議長 指名委員	森・濱田松本法律事務所客員弁護士 株式会社小松製作所社外監査役 伊藤忠商事株式会社社外監査役 公益財団法人国際民事法センター理事長
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	

執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	岡 田 元 也	グループCEO イオンモール株式会社取締役相談役 イオンリテール株式会社取締役相談役 株式会社ダイエー取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社取締役 株式会社ツルハホールディングス社外取締役相談役 株式会社クスリのアオキホールディングス社外取締役
代表執行役副社長	森 美 樹	グループCOO 株式会社ダイエー代表取締役会長 イオン九州株式会社代表取締役会長
執行役副社長	山 下 昭 典	財務・経営管理担当 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited取締役
執行役副社長	若 生 信 弥	経営企画担当 イオンリテール株式会社取締役 株式会社ダイエー取締役
執 行 役	吉 田 昭 夫	ディベロッパー事業担当 イオンモール株式会社代表取締役社長
執 行 役	岡 崎 双 一	GMS事業担当 イオンリテール株式会社代表取締役社長
執 行 役	藤 田 元 宏	SM事業担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社代表取締役社長
執 行 役	羽 生 有 希	中国事業担当 AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited代表取締役社長
執 行 役	柴 田 英 二	商品担当 イオンリテール株式会社代表取締役執行役員副社長
執 行 役	鈴 木 正 規	総合金融事業担当 イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役会長
執 行 役	中 山 一 平	サービス・専門店事業担当 イオンディライト株式会社取締役会長 株式会社タカキュー代表取締役会長
執 行 役	三 宅 香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執 行 役	小 佐 野 豪 績	IT担当
執 行 役	渡 邊 廣 之	人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社取締役 株式会社イオン銀行取締役
執 行 役	齊 藤 岳 彦	デジタル事業担当

- (注1) 岡田元也、森 美樹、山下昭典の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。
- (注2) 取締役 内永ゆか子、長島 徹、塚本隆史、大野恒太郎、ピーター チャイルドの各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。
- (注3) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立したグループ経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。
- (注4) 当期中の異動
- 2018年4月11日 齊藤岳彦氏は、新たに執行役に選任され就任しました。
- 2018年5月23日 佐藤 謙氏は、任期満了により取締役を退任しました。
水野秀晴氏は、任期満了により執行役を退任しました。
ピーター チャイルド氏は、新たに取締役に選任され就任しました。
- 2018年9月20日 高橋丈晴氏は、執行役 人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌を辞任しました。
- 2018年9月21日 渡邊廣之氏は、新たに執行役に選任され就任しました。
- (注5) 2019年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 社 長	岡 田 元 也	グループCEO
代 表 執 行 役 副 社 長	吉 田 昭 夫	ディベロッパー事業担当 兼 デジタル事業担当
代 表 執 行 役 副 社 長	岡 崎 双 一	GMS事業担当 兼 国際事業担当
代 表 執 行 役 副 社 長	藤 田 元 宏	SM事業担当
執 行 役 副 社 長	山 下 昭 典	財務・経営管理担当
執 行 役 副 社 長	若 生 信 弥	経営企画担当
執 行 役	羽 生 有 希	中国事業担当
執 行 役	柴 田 英 二	商品・物流担当
執 行 役	鈴 木 正 規	総合金融事業担当
執 行 役	中 山 一 平	サービス・専門店事業担当
執 行 役	三 宅 香	環境・社会貢献・PR・IR担当
執 行 役	小 佐 野 豪 績	物流改革担当
執 行 役	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌
執 行 役	齊 藤 岳 彦	ネット事業担当
* 執 行 役	西 峠 泰 男	アセアン事業担当

*印は、新任の執行役です。

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役の重要な兼職先は、26頁に記載のとおりです。
- ・内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社から同法人への会費その他の支払額は連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・塚本隆史氏は、名誉顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループの株式会社みずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられましたが、2013年の同行退任後5年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・大野恒太郎氏が、理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しています。また、同氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありませんが、当社から同法人、同事務所への支払額は、いずれも連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・その他の社外取締役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
内 永 ゆ か 子	8/8	8/9	3/3	—
長 島 徹	8/8	8/9	—	5/5
塚 本 隆 史	8/8	6/6	1/1	5/5
大 野 恒 太 郎	8/8	9/9	3/3	—
ピーター チャイルド	7/7	—	2/2	4/4

(注)ピーター チャイルド氏の出席状況は、2018年5月23日の取締役就任以降の出席状況です。

塚本隆史氏の指名委員会の出席状況は2018年5月23日までの出席状況であり、監査委員会への出席状況は、2018年5月23日の監査委員就任以降の出席状況です。

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

- ・内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ(多様性)に対し深い造詣を有しており、健全かつ効率的な経営の推進等について積極的に発言を行っています。また、指名委員会議長として当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。

- ・長島 徹氏は、グローバルな企業経営における豊富な経験および幅広い見識等に基づき、グローバル経営の推進やコーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行っています。また、報酬委員会議長として当社取締役の報酬等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者として高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っています。
- ・大野恒太郎氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・ピーターチャイルド氏は、世界的に有名な大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行っています。

③ 責任限定契約の概要

- ・当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役、執行役の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で決定することにより、客観的な視点を入れた透明性の高いものとする。

イ. 報酬ポリシー

【報酬制度の理念・目的】

- ・当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、リスクを恐れず挑戦し、当グループの持続的な成長に貢献する。
- ・当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

【報酬制度の基本方針】

- お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く判りやすい制度とし、公正性を担保する透明性のある適切なプロセスで決定する。

- ii 当グループの中長期の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当グループの経営を担う人材の確保・維持及びモチベーションに繋がる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

□. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

八. 執行役報酬

i 基本報酬

役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。

ii 業績報酬

総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度として、上位役位ほどそのウエイトを高める。

業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

執行役業績報酬は、全社業績報酬と個人別業績報酬により構成する。ただし、代表執行役は全社業績報酬のみとする。

a. 全社業績報酬

役位別基準金額に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。

b. 個人別業績報酬

役位別基準金額に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

iii 株式報酬型ストックオプション

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に対して、当該年度の業績に基づき決定する。

⑤ 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

執行役に対する報酬に関しては公表予算を下回ったことに鑑み経営責任を明確にするため、報酬委員会の決定により以下のとおり、減額を決定しました。

- 当期の業績報酬に関しては、「当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」ハの ii に基づき、代表執行役社長への支給は行わないこととします。また、その他の執行役に関しては、規定額の約48%とします。
- 当期の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、同方針ハの iii に基づき、規定数の50%とする予定です。
- 再任される執行役の次期の基本報酬に関しては、社長および役付執行役が約20%、執行役が約10%を3ヶ月間、減額することとします。

■取締役の報酬額

	報酬委員会決議に基づく基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	7名	6名
支給額	121百万円	75百万円

■当期末現在の執行役に対する報酬額

地位	人数	報酬委員会決議に基づく基本報酬	報酬委員会決議に基づく業績報酬	株式報酬型ストックオプションによる報酬	合計
代表執行役社長	1名	46百万円	－百万円	8百万円	54百万円
その他の執行役	10名	276百万円	78百万円	45百万円	399百万円
合計	11名	322百万円	78百万円	53百万円	454百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は見込み額であり、第94期の業績に基づき2019年5月29日開催の報酬委員会および取締役会により決定し支給の予定です。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2019年6月21日に新株予約権を割り当てる予定であり、上記の支給額は、2019年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 上記のほか、期中退任の1名の執行役に対し、当期中に基本報酬13百万円を支給しています。

⑥ 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	116百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,166百万円

(注1)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2)当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務等の対価を支払っています。

(注3)当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(7) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	その他従業員数(名)(注2)
GMS事業	31,618	97,904
SM事業	28,949	99,962
ヘルス&ウエルネス事業	9,458	19,814
総合金融事業	19,242	6,735
ディベロッパー事業	3,656	1,791
サービス・専門店事業	28,610	30,286
国際事業	32,096	4,679
その他事業	236	38
純粋持株会社等	2,874	1,964
合計	156,739	263,173

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(注2)その他従業員数は、パートタイマーの期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。

(8) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	53,948
農林中央金庫	33,500
株式会社三井住友銀行	33,500
株式会社三菱UFJ銀行	33,400
三井住友信託銀行株式会社	26,000
みずほ信託銀行株式会社	16,000
株式会社りそな銀行	13,000

(9) 企業結合の状況

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	81.31	総合小売業
イオン九州株式会社	3,159百万円	73.85	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.00	ホームセンター
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.70	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ中部株式会社	3,950百万円	67.12	スーパーマーケット
マックスバリュ東北株式会社	3,693百万円	71.49	スーパーマーケット
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	69.80	スーパーマーケット
マックスバリュ西日本株式会社	1,702百万円	63.64	スーパーマーケット
マックスバリュ九州株式会社	1,612百万円	78.39	スーパーマーケット
マックスバリュ北海道株式会社	1,176百万円	64.86	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	53.85	コンビニエンスストア

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(ヘルス&ウエルネス事業) ウエルシアホールディングス株式会社	7,736百万円	% 50.62	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業) イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.87	銀行持株会社
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	67.13	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	492百万マレーシアドル	64.45	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業) イオンモール株式会社	42,313百万円	56.15	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業) 株式会社コックス	4,503百万円	71.65	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,755百万円	66.91	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	55.39	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,759百万円	68.61	アミューズメント業
株式会社ツヴァイ	460百万円	68.61	結婚情報サービス業
(国際事業) AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(10) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、株主の皆さまからお預かりした資本に対していかに報いるかという視点に立ち、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

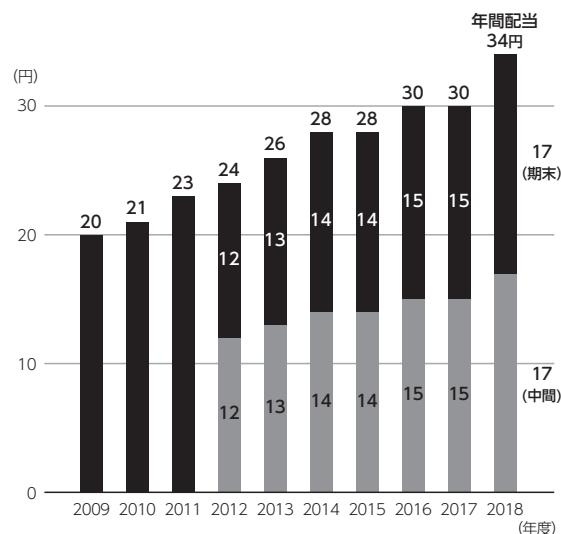
1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2019年4月10日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当17円とさせていただきます。これにより、中間配当17円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり34円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2019年5月7日(火曜日)とさせていただきます。

年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	6,006,010
現金及び預金	852,382
コールローン	27,138
受取手形及び売掛金	1,461,616
有価証券	428,657
たな卸資産	598,420
繰延税金資産	47,349
営業貸付金	393,914
銀行業における貸出金	1,965,353
その他	335,513
貸倒引当金	△104,335
固定資産	4,043,669
(有形固定資産)	2,790,872
建物及び構築物	1,549,236
工具、器具及び備品	224,925
土地	890,857
リース資産	73,515
建設仮勘定	51,887
その他	449
(無形固定資産)	301,123
のれん	147,727
ソフトウェア	88,989
リース資産	27,101
その他	37,304
(投資その他の資産)	951,674
投資有価証券	231,120
退職給付に係る資産	19,552
繰延税金資産	112,080
差入保証金	424,362
店舗賃借仮勘定	2,378
その他	172,734
貸倒引当金	△10,554
資産合計	10,049,680

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	6,007,156
支払手形及び買掛金	914,150
銀行業における預金	3,443,053
短期借入金	385,634
1年内返済予定の長期借入金	230,054
1年内償還予定の社債	96,312
1年内償還予定の新株予約権付社債	29,946
コマース・ペーパー	92,079
リース負債	13,908
未払法人税等	56,526
賞与引当金	33,078
店舗閉鎖損失引当金	10,882
ポイント引当金	20,943
設備関係支払手形	68,999
その他	611,585
固定負債	2,167,159
社債	489,661
長期借入金	1,127,742
リース負債	63,128
繰延税金負債	41,623
役員退職慰労引当金	911
店舗閉鎖損失引当金	2,958
偶発損失引当金	62
利息返還損失引当金	3,842
商品券回収損失引当金	5,154
退職給付に係る負債	28,311
資産除去債務	94,955
長期預り保証金	265,622
その他	43,184
負債合計	8,174,316
(純資産の部)	
株主資本	1,047,490
資本金	220,007
資本剰余金	302,636
利益剰余金	561,135
自己株	△36,290
その他の包括利益累計額	46,145
その他有価証券評価差額金	47,391
繰延ヘッジ損益	△2,542
為替換算調整勘定	2,155
退職給付に係る調整累計額	△859
新株予約権	1,960
非支配株主持分	779,768
純資産合計	1,875,364
負債純資産合計	10,049,680

連結損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	金 額
売上高		7,452,464
総合金融事業における営業収益		391,363
その他の営業収益		674,388
営業収益合計		8,518,215
売上原価		5,392,966
総合金融事業における営業原価		34,767
営業原価合計		5,427,734
営業利益		2,059,497
販売費及び一般管理費		3,090,481
営業利益		2,878,224
営業外収益		212,256
受取利息	3,257	
受取配当金	2,421	
持分法による投資利益	2,532	
未回収商品券受入	3,725	
テナント退店違約金受入	2,671	
貸倒引当金戻入	773	
差入保証金回収	1,594	
その他の費用	10,771	27,748
営業外費用		
支払利息	16,409	
その他	8,477	24,887
経常利益		215,117
特別利益		
固定資産売却益	26,258	
受取保険金	8,935	
その他	3,475	38,669
特別損失		
固定資産売却損失	887	
減損損失	62,724	
店舗閉鎖損失引当金繰入	8,878	
固定資産除却損失	3,119	
店舗閉鎖損失	1,475	
災害による損失	7,222	
その他	1,394	85,703
税金等調整前当期純利益		168,083
法人税、住民税及び事業税	89,629	
法人税等調整額	△9,800	79,829
当期純利益		88,253
非支配株主に帰属する当期純利益		64,615
親会社株主に帰属する当期純利益		23,637

計算書類

貸借対照表(2019年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	398,432
現金及び預金	35
前払費用	97
繰延税金資産	242
関係会社短期貸付金	372,557
未収収益	12,142
未収入金	13,284
その他	72
固定資産	1,070,432
(有形固定資産)	
建物	10,289
構築物	75
工具、器具及び備品	209
土地	3,984
(無形固定資産)	
商標権	596
その他	429
(投資その他の資産)	
投資有価証券	126,479
関係会社株式	862,478
関係会社出資金	100,457
長期前払費用	80
その他	326
貸倒引当金	△165
投資等損失引当金	△34,808
資産合計	1,468,864

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	211,043
短期借入金	19,648
1年内返済予定の長期借入金	44,900
1年内償還予定の社債	20,000
コマーシャル・ペーパー	20,000
未払金	9,163
未払費用	2,348
未払法人税等	543
未払消費税等	303
預り金	93,553
賞与引当金	242
その他	341
固定負債	586,949
社債	151,500
長期借入金	337,700
投資等損失引当金	93,457
繰延税金負債	2,073
その他	2,219
負債合計	797,992
(純資産の部)	
株主資本	628,383
資本本金	220,007
資本剰余金	316,894
資本準備金	316,894
利益剰余金	127,705
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	115,935
固定資産圧縮積立金	4,351
別途積立金	95,500
繰越利益剰余金	16,084
自己株式	△36,225
評価・換算差額等	42,107
その他有価証券評価差額金	43,521
繰延ヘッジ損益	△1,414
新株予約権	381
純資産合計	670,871
負債純資産合計	1,468,864

損益計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	34,574	
関係会社受入手数料	20,754	
その他	1,096	56,424
営業総利益		56,424
販売費及び一般管理費		18,524
営業利益		37,899
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,109	
その他	84	7,194
営業外費用		
支払利息	6,071	
投資等損失引当金繰入額	20,037	
その他	1,341	27,450
経常利益		17,643
特別利益		
関係会社株式売却益	4,125	
その他	139	4,265
特別損失		
投資等損失引当金繰入額	1,861	
その他	149	2,011
税引前当期純利益		19,897
法人税、住民税及び事業税	2,045	
法人税等調整額	183	2,229
当期純利益		17,668

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 手塚 正彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石山 健太郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮下 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第94期事業年度における連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について、執行役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

イオン株式会社 監査委員会

監査委員 大野 恒太郎 ㊞

監査委員 内 永 ゆか子 ㊞

監査委員 長 島 徹 ㊞

監査委員 塚 本 隆 史 ㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年4月9日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 手塚 正彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石山 健太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2018年3月1日から2019年2月28日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第94期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月9日

イオン株式会社 監査委員会

監査委員 大野 恒太郎 ㊟

監査委員 内 永 ゆか子 ㊟

監査委員 長 島 徹 ㊟

監査委員 塚 本 隆 史 ㊟

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

- ① 事業年度末日における当社取締役および執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第4回新株予約権 (2008年11月20日)	2008年11月21日～ 2023年11月20日	8個	800株	1名	1株当たり 710円	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2010年6月21日)	2010年7月21日～ 2025年7月20日	37個	3,700株	1名	1株当たり 885円	1株当たり 1円
第9回新株予約権 (2011年6月21日)	2011年7月21日～ 2026年7月20日	37個	3,700株	1名	1株当たり 805円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (2012年6月21日)	2012年7月21日～ 2027年7月20日	132個	13,200株	3名	1株当たり 817円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	193個	19,300株	4名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (2014年6月21日)	2014年7月21日～ 2029年7月20日	97個	9,700株	4名	1株当たり 1,064円	1株当たり 1円
第13回新株予約権 (2015年6月21日)	2015年7月21日～ 2030年7月20日	94個	9,400株	4名	1株当たり 1,423円	1株当たり 1円
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	185個	18,500株	7名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	437個	43,700株	9名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社従業員(当該役員在任中の職務執行の対価として交付されています)

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	24個	2,400株	2名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

ロ. 当社子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	164個	16,400株	14名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方と体制およびその実施状況

① コーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

② 企業統治体制

当社は、「グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営」「透明かつ持続性と安定性を持った経営」「お客さまを原点とした絶えざる革新」を追求し、これらを実践するための最適な企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。

これにより、経営の監督と業務執行を分離して、執行役に大幅な権限移譲を行い迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員

会を設置して、経営の透明性と客観性を担保しています。

また、純粋持株会社としてグループの事業や個社の枠組みを越え、グループが目指すべき経営方針の策定や、経営資源配分の最適化、事業を越えたシナジーの創出に取り組んでいます。

③ 取締役会および委員会の実施状況

	開催状況	主な役割
取締役会	年8回	・取締役および執行役の職務執行の監督 ・会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年9回	・取締役および執行役の職務執行の監査 ・株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年3回	・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年5回	・取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

(2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況、およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規定の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・イオン行動規範を制定し、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別改革委員会等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、全てのステークホルダーを経営のパートナーと位置付け、経営の透明性、公正性を担保し、持続的で安定的な経営の実践に努め、これらを支える仕組みとしての内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。

監査体制については、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役としています。また、業務執行部門から独立したグループ経営監査室を設置し、グループ各社の常勤監査役および内部監査部門や会計監査人と連携して内部監査を行うほか、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うなど、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

コンプライアンス体制では、従業員が共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」のグループ全従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした研修を継続して実施しています。また、イオングループの行動規範を推進する専属部署を

設置し、グループ全体の行動規範の推進および課題解決に取り組んでいます。さらに、法令や倫理規範に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度「イオン行動規範110番相談窓口」を設置しています。通報・相談内容に関しては、通報した者が通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう匿名性を確保できる仕組みとしているほか、関連部署が調査確認したうえで是正・再発防止策が講じられており、重要な通報については、予め定められた対応フローに基づき、各取締役に報告されています。また、内部通報制度の運用状況に関しては定期的に監査委員会に報告されています。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント管掌を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催しています。リスクマネジメント委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオン・マネジメントコミティにリスク管理状況および対応を報告・提案しています。事業継続管理体制については、2018年6月の大阪北部地震をはじめ平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震の発生直後に、グループ対策本部を立ち上げ、いち早い復興・復旧にむけてグループの総力を結集し営業再開に向けての対応を実施しました。また、地域への支援体制を強化するため、グループ全体で新たに18の自治体ならびに企業と大規模災害時協力等の協定を締結しています。さらに事業継続マネジメントシステム「ISO22301」については、新たに8社14店舗で認証を取得し、あわせて12社15店舗が認証を取得しています。また、特に影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予見・予知・予防に努めています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、対応状況については、グループ経営監査室により確認されています。

反社会的勢力の排除に向けては、具体的対応策を規定する防犯規程等を定め、各種研修等を通じて責任者への教育を実施しています。また、反社会的勢力の不当要求情報を得る目的として、「不当要求情報管理機関」である公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、緊密な連携を通じて、組織での対応を図っています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について各事業改革委員会等で審議し、経営の方向性を定めています。イオン・マネジメントコミティでは、特に重要な案件について協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、内部監査責任者会議、総務部長会議等のグループ横断的な会議を通じて、基本理念に基づく経営に向けた施策推進・情報共有等を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能ですが、万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不公正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするように所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるよう、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件」を2018年5月23日開催の第93期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買取後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報（追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします）をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定

の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2021年5月に開催予定の定時株主総会の終結時までです。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者の概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念(上記基本方針)に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年3月1日残高	220,007	306,464	574,409	△38,962	1,061,920
会計方針の変更による累積的影響額			△9,971		△9,971
会計方針の変更を反映した当期首残高	220,007	306,464	564,438	△38,962	1,051,948
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△26,935		△26,935
親会社株主に帰属する当期純利益			23,637		23,637
自己株式の取得				△29	△29
自己株式の処分			△4	2,701	2,697
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△3,828			△3,828
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△3,828	△3,302	2,672	△4,458
2019年2月28日残高	220,007	302,636	561,135	△36,290	1,047,490

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2018年3月1日残高	77,701	△3,013	13,356	1,597	89,641	1,921	763,254	1,916,737
会計方針の変更による累積的影響額							△18,269	△28,240
会計方針の変更を反映した当期首残高	77,701	△3,013	13,356	1,597	89,641	1,921	744,985	1,888,496
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△26,935
親会社株主に帰属する当期純利益								23,637
自己株式の取得								△29
自己株式の処分								2,697
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△3,828
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△30,309	471	△11,200	△2,457	△43,496	39	34,783	△8,673
連結会計年度中の変動額合計	△30,309	471	△11,200	△2,457	△43,496	39	34,783	△13,131
2019年2月28日残高	47,391	△2,542	2,155	△859	46,145	1,960	779,768	1,875,364

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……293社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、(株)サンデー、マックスバリュ北海道(株)、マックスバリュ東北(株)、マックスバリュ東海(株)、マックスバリュ中部(株)、マックスバリュ西日本(株)、マックスバリュ九州(株)、ミニストップ(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、イオンクレジットサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)ツヴァイ、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、ウエルシアホールディングス(株)、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……4社

非連結子会社の名称：

(株)茨城ファミリーデパート、(株)函南ショッピングセンター、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……29社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)タカキュー、(株)メディカルー光、(株)やまや、(株)いなげや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)茨城ファミリーデパート他6社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の10社を新たに連結子会社としております。

設立：(株)カスミみらい、AFSコーポレーション(株)、永旺永楽深蘭科技(上海)有限公司、AEON MALL (GUANGZHOUZENGCHENG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.

株式取得：

(株)一本堂、(株)MASAYA、(株)ユーコム、U-Com China Co.,Ltd.、U COM MALAYSIA SDN. BHD.、PT SINAR JERNIH SARANA

(2)以下の8社を連結の範囲から除外しております。

合併：白十字製菓(株)、中央管財(株)

清算：Aeon Maxvalu (Qingdao) Co.,Ltd.、ATジャパン(株)、永旺一心餐飲管理(青島)有限公司、AEON (U.S.A),INC.、AEONWRE HOLDINGS,INC.

売却：(株)ロベリア

[連結]

1-4. 持分法の適用の範囲の変更

以下の2社を持分法適用関連会社から除外しております。

売却：(株)ワンダーコーポレーション、NHAT
NAM INVESTMENT JOINT STOCK
COMPANY

1-5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

イオンフィナンシャルサービス(株)他14社
…………… 3月31日
TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.
…………… 6月30日
AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD. 他109社
……………12月31日
Horizon Master Trust (AEON2006-1)
…………… 2月20日

(2)上記に記載した127社のうち、イオンフィナンシャルサービス(株)他21社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。又、他の105社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

1-6. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営 業 店 舗) 20~39年

(事 務 所) 30~50年

(建物附属設備) 2~18年

(構 築 物) 2~44年

工具、器具及び備品 2~20年

そ の 他

(車両運搬具) 4~6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年以内)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、総合金融事業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及びパートタイマーに支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、ポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の国内連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑧ 商品券回収損失引当金

一部の国内連結子会社は、負債計上中止後の未回収商品券の回収による損失に備え、将来の回収見込額を計上しております。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等
通貨スワップ…外貨建借入金
金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針
為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規定に

基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(9)消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間
のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株) (旧(株)ダイヤモンドシティ) :	
	55,625百万円 20年
ウエルシアホールディングス(株) :	
	54,024百万円 20年
オリジン東秀(株) :	41,903百万円 20年
(株)イオン銀行 :	21,810百万円 20年

1-7. 会計方針の変更

在外連結子会社等において、当連結会計年度より下記の会計基準を適用しております。

なお、これらの基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

(1)IFRS第9号「金融商品」

本基準は、金融商品の分類及び測定並びにヘッジ会計について新たな要求事項を導入したものです。在外連結子会社等における当該基準の適用により、主として総合金融事業の売掛金及び営業貸付金に係る貸倒引当金の測定手法が変更されております。

この結果、当連結会計年度の期首の貸倒引当金が

35,017百万円、繰延税金資産が6,776百万円それぞれ増加し、非支配株主持分が18,269百万円、利益剰余金が9,971百万円それぞれ減少しております。

なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(2)IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

本基準は、顧客との契約から生じる収益の会計処理において、企業が使用する単一の包括的なモデルを導入したものです。在外連結子会社等における当該基準の適用により、従来、販売費及び一般管理費として会計処理されていた一部の販売促進費について、当連結会計年度より売上高から控除しております。

なお、当連結会計年度の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

1-8. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別利益」に区分掲記することとしております。

1-9. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な企業価値向上をはかることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」を導入しておりましたが、2018年6月をもって終了しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	414,912百万円
銀行業における買入金銭債権	13,634百万円
その他	109百万円
合 計	428,657百万円

2-2. たな卸資産の内訳

商 品	586,121百万円
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	12,299百万円
合 計	598,420百万円

2-3. 有形固定資産減価償却累計額

2,367,020百万円

2-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建 物 等	56,465百万円
土 地	37,429百万円
有 価 証 券	27,594百万円
売掛金及び営業貸付金	29,504百万円
現 金 及 び 預 金	5,927百万円
差 入 保 証 金	18百万円
合 計	156,940百万円

(2)対応する債務

短 期 借 入 金	36,037百万円
長 期 借 入 金 (1年内返済予定分を含む)	90,525百万円
預 り 保 証 金 (1年内返済予定分を含む)	3,543百万円
固 定 負 債 そ の 他	296百万円
合 計	130,403百万円

[連結]

2-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

有価証券	9百万円
投資有価証券	15百万円
差入保証金	14百万円
合 計	40百万円

2-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
差入保証金	50,000百万円
合 計	50,015百万円

2-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

2-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

2-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	9,091,622百万円
貸出実行額	589,856百万円
差引：貸出未実行残高	8,501,766百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの

融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,375百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が10,498百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2-10. 保証債務等

(1)債務保証 89,751百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

3. 連結損益計算書に関する注記

3-1. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

3-2. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

3-3. 固定資産売却益の主な内訳

物件名	金額 (百万円)
イオンモール各務原	7,489
高崎オーパ	3,080
その他	15,688
合計	26,258

3-4. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	18	2,112
		関東	131	7,446
		中部	29	5,018
		西日本	83	8,878
遊休資産	土地及び建物等	北日本他	2	1
合計			263	23,456

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	87	1,190
		関東	511	9,503
		中部	103	1,031
		西日本	204	7,278
	建物等	中華人民共和国	13	83
		大韓民国	464	543
-	のれん	ベトナム社会主義共和国	-	203
遊休資産	土地及び建物等	関東他	17	189
合計			1,399	20,022

③ヘルス&ウェルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	4	102
		関東	70	1,368
		中部	42	954
		西日本	57	601
合計			173	3,027

④総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	5	8
		関東	16	28
		中部	10	6
		西日本	8	12
合計			39	56

⑤ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	730
		関東	5	94
		中部	2	1,435
		西日本	5	6,919
合計			13	9,179

⑥サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	84	441
		関東	306	1,887
		中部	157	1,338
		西日本	239	1,799
		中華人民共和国	7	140
		マレーシア	2	11
		タイ王国	20	288
合計			815	5,907

⑦国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	5	230
		マレーシア	1	485
		タイ王国	17	113
合計			23	829

⑧その他

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	1	116
		関東	4	56
		中部	1	43
		西日本	2	29
合計			8	245

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、のれんについては、取得時計画していた収益の獲得が見込めなくなったため、当該のれんの全額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	42,890
土地	2,880
工具、器具及び備品	10,848
のれん	203
リース資産	3,525
その他※	2,376
合計	62,724

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグループングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグループングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

当社及び連結子会社は資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として2.0%～11.9%で割り引いて算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	-	-	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	32,347 (2,062)	12 (-)	2,132 (2,062)	30,227 (-)	注1、2

注1：当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

注2：当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使によるもの及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

4-2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1-1) 2018年4月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	12,625百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	15円
④基準日	2018年2月28日
⑤効力発生日	2018年5月1日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2018年2月28日基準日：2,062,800株)に対する配当金が含まれております。

(1-2) 2018年10月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	14,309百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	17円
④基準日	2018年8月31日
⑤効力発生日	2018年10月25日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年4月10日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	14,310百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	17円
④基準日	2019年2月28日
⑤効力発生日	2019年5月7日

4-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第1回新株予約権	普通株式	3
第3回新株予約権	普通株式	11
第4回新株予約権	普通株式	3
第8回新株予約権	普通株式	21
第9回新株予約権	普通株式	17
第10回新株予約権	普通株式	35
第11回新株予約権	普通株式	46
第12回新株予約権	普通株式	26
第13回新株予約権	普通株式	26
第15回新株予約権	普通株式	25
第16回新株予約権	普通株式	65
合 計		282

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロップ、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業を営む連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リス

ク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金及び社債は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッ

ジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規定に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る

為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規定に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率および資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が

日々モニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業を営む連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2019年2月28日現在の金額は10,607百万円であります。なお、在外子会社ならびに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「5-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注2)をご参照下さい。）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	852,382	852,382	-
(2)コールローン	27,138	27,138	-
(3)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,461,616 △74,401		
	1,387,215	1,420,323	33,107
(4)有価証券 その他有価証券			
①銀行業における有価証券	414,912	414,912	-
②銀行業における買入金銭債権	13,634	13,634	-
	428,547	428,547	-
(5)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	393,914 △47,676		
	346,237	379,944	33,706
(6)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	1,965,353 △4,844		
	1,960,508	2,037,101	76,593
(7)投資有価証券 関係会社株式 その他有価証券	62,559 126,395 188,955	82,868 126,395 209,263	20,308 - 20,308
(8)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	437,447 △3,227		
	434,219	429,083	△5,136
資産計	5,625,205	5,783,784	158,579

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)支払手形及び買掛金	914,150	914,150	-
(2)銀行業における預金	3,443,053	3,446,210	3,157
(3)短期借入金	385,634	385,634	-
(4)コマーシャル・ペーパー	92,079	92,079	-
(5)社債 (1年内償還予定分を含む)	585,973	591,264	5,291
(6)1年内償還予定の新株予約権付社債	29,946	29,856	△89
(7)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,357,797	1,359,447	1,650
(8)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	273,395	271,747	△1,648
負債計	7,082,030	7,090,390	8,360
デリバティブ取引(※2)	△14,529	△14,529	-

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延（流動負債）を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)コールローン、(3)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

(4)有価証券、(7)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び買入金銭債権は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

(5)営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用

リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

(6)銀行業における貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

(8)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(3)短期借入金、(4)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）によっております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債、(6)1年内償還予定の新株予約権付社債

当社及び一部の連結子会社が発行する社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	27,072
信託受益権	15,202

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券」及び「(7)投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

6-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

6-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)
1,021,538	1,519,533

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,299円32銭
1株当たり当期純利益金額	28円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	27円62銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する 当期純利益	23,637百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	23,637百万円
普通株式の期中平均株式数	840,914,879株
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に用 いられた親会社株主に帰属 する当期純利益調整額	△402百万円
普通株式増加数	296,312株
(うち新株予約権)	(296,312株)

「従業員持株ESOP信託」が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、753,317株であります。なお、「従業員

持株ESOP信託」は2018年6月8日付をもって終了しております。

8. 重要な後発事象

連結子会社による社債の発行

当社の連結子会社であるイオンモール(株)は、無担保社債を発行いたしました。

その概要は次の通りです。

(1) 社債の名称	イオンモール株式会社第19回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(2) 社債の総額	30,000百万円
(3) 各社債の金額	1百万円
(4) 利 率	0.30%
(5) 社債の発行価格	各社債の金額100円につき金100円
(6) 発 行 日	2019年3月29日
(7) 償還の方法及び償還期限	2024年3月29日に一括償還
(8) 担 保 の 内 容	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。
(9) 資 金 の 使 途	コマーシャル・ペーパー償還資金、借入金返済資金の一部に充当する方針であります。

■ 計算書類

● 株主資本等変動計算書 (2018年3月1日から2019年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 (注)	利益剰余金合計			
2018年3月1日残高	220,007	316,894	316,894	11,770	125,207	136,977	△38,897	634,982	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△26,935	△26,935		△26,935	
固定資産圧縮積立金の取崩高					-	-		-	
当期純利益					17,668	17,668		17,668	
自己株式の取得							△29	△29	
自己株式の処分					△4	△4	2,701	2,697	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△9,271	△9,271	2,672	△6,599	
2019年2月28日残高	220,007	316,894	316,894	11,770	115,935	127,705	△36,225	628,383	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2018年3月1日残高	73,562	△1,229	72,333	313	707,628
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△26,935
固定資産圧縮積立金の取崩高					-
当期純利益					17,668
自己株式の取得					△29
自己株式の処分					2,697
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△30,040	△185	△30,225	68	△30,157
事業年度中の変動額合計	△30,040	△185	△30,225	68	△36,756
2019年2月28日残高	43,521	△1,414	42,107	381	670,871

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円未満切捨)

項目	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2018年3月1日残高	4,485	95,500	25,221	125,207
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△26,935	△26,935
固定資産圧縮積立金の取崩高	△134		134	-
当期純利益			17,668	17,668
自己株式の取得				
自己株式の処分			△4	△4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△134	-	△9,137	△9,271
2019年2月28日残高	4,351	95,500	16,084	115,935

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検
討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及びパートタイマーに支給する賞与に
備え、支給見込額のうち当事業年度に負担す
る金額を計上しております。

③退職給付引当金

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末にお
ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、当事業年度末において発生していると
認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の
平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）に
よる定額法により翌事業年度から費用処理す
ることとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、
当該会社の実情を勘案し、必要と認められる
金額を計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場によ
り円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約に
ついては、振当処理によっております。また、
特例処理の要件を満たす金利スワップについ
ては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 ……外貨建金銭債権債務

金利スワップ ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、
また、金利スワップは金利変動リスクを回避

する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規定に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5)追加情報

(従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法)
連結計算書類に当該注記をしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

17,913百万円

(2)保証債務等

①債務保証予約

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
やしる商業開発㈱	114	被保証者の債務は金融機関よりの借入等である。
計	114	

②経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権額 19,493百万円
短期金銭債務額 98,189百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額(期末残高93,514百万円)を預り金に計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	59,483百万円
営業取引以外の取引高	12,133百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	32,265	12	2,132	30,145	注1、2

(注1)：当期増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2)：当期減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権行使によるもの及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

①流動の部	
繰延税金資産	
賞与引当金	73百万円
未払事業税	92百万円
未確定債務	72百万円
その他	4百万円
繰延税金資産合計	<u>242百万円</u>

②固定の部	
繰延税金資産	
有形固定資産	11百万円
貸倒引当金	50百万円
投資有価証券及び関係会社株式	47,048百万円
投資等損失引当金	39,121百万円
繰延ヘッジ損益	620百万円
その他	316百万円
繰延税金資産小計	87,169百万円
評価性引当額	△62,364百万円
繰延税金資産合計	<u>24,804百万円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,909百万円
グループ法人税制に基づく投資有価証券売却益	△5,736百万円
その他有価証券評価差額金	△19,231百万円
繰延税金負債合計	<u>△26,877百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,073百万円</u>

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.7%
(調整)	
受取配当金等一時差異ではない項目	△43.8%
評価性引当額の増減	31.0%
従業員持株ESOP信託の 残余財産分配金損金算入額	△6.4%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>11.2%</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	284,169	短期貸付金	210,396
					利息の受取 (注1)	2,841	未収収益	634
		(株)ダイエー	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	35,949	短期貸付金	25,099
					利息の受取 (注1)	359	未収収益	88
		イオンマーケット(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	28,802	短期貸付金	29,505
					利息の受取 (注1)	288	未収収益	73
		(株)山陽マルナカ	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	461	短期貸付金	18,700
利息の受取 (注1)	4				未収収益	4		
イオンデイト(株)	所有 直接 28.78 間接 26.61	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金	35,552	預り金	16,000		
			利息の支払 (注3)	26	未払費用	4		
イオンマーケティング(株)	所有 直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく 預り金	15,023	預り金	15,633		
			利息の支払 (注3)	14	未払費用	6		

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。

(注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
(2) 1株当たり当期純利益

796円52銭
21円01銭

定 款

イオン株式会社

イオン株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、イオン株式会社と称する。
英文では、AEON CO., LTD.と表記する。

(基本理念)

第 2 条 イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上を実現する。
理念の原点は「お客さま」:イオンはお客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団である。
基本理念は「平和」:イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団である。
基本理念は「人間」:イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団である。
基本理念は「地域」:イオンは、地域の暮らしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団である。

(目的)

第 3 条 当社は、以下の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用品、日用品雑貨、電気製品、家具製品、化粧品、装飾品雑貨その他の百貨の小売ならびにこれに関連する物品の製造、加工、卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
5. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両、ヨット、モーターボートおよびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療用具、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
16. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
17. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
18. 自動車運送事業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
19. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
20. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
21. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
22. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
23. 経営コンサルタント業
24. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務ならびにテナント募集の代行、土地・建物の有効活用に関する企画・調査・設計およびその受託
25. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金ならびに支払いの代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
26. 損害保険代理業および生命保険募集業ならびに損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
27. 金融商品仲介業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務
31. 銀行業

② 当社は、前項各号(第31号を除く。)の事業および前項各号に関連または付帯する事業を営むことができる。

(本店所在地)

第 4 条 当社は、本店を千葉市に置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第 6 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第7条 当社の発行可能株式総数は24億株とする。

② 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、株式取扱規則に定めるところによる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

② 株主総会は、本店所在地または東京都千代田区もしくはこれらに隣接する地において招集する。

③ 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。

(基準日)

第12条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、代表執行役会長がこれにあたる。代表執行役会長が空席であるとき、または代表執行役会長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役または執行役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに委任状を当社に提出しなければならない。ただし、代理人は当社の議決権を行使することができる株主に限る。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、12名以内とする。

② 取締役のうち2名以上は社外取締役とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(取締役会議長)

第20条 取締役会は、その決議により取締役会議長1名を選定する。

(取締役会の権限)

第21条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

② 取締役会は、法令またはこの定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任免除)

第25条 当社は、社外取締役との間で当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,500万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 委員会

(委員の員数)

第26条 各委員会は、取締役3名以上で組織し、その過半数は社外取締役でなければならない。

(委員の選定および解職)

第27条 各委員会を組織する取締役の選定および解職は、取締役会の決議をもって行う。ただし、監査委員会を組織する取締役は当社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。

(各委員会の権限)

第28条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会は、法令に定めある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(各委員会の決議)

第29条 各委員会において決議を要するときは、その決議は、委員会を組織する取締役の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

第6章 執行役

(執行役の員数)

第30条 当社の執行役は、25名以内とする。

(執行役の選任および解任)

第31条 執行役の選任および解任は、取締役会の決議をもって行う。

(執行役の任期)

第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役および役付執行役)

第33条 会社を代表すべき執行役は取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会は、その決議により執行役会長、執行役社長各々1名および執行役副会長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各々若干名を選定することができる。

第7章 計算

(事業年度および決算期)

第34条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日をもって決算期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

- ② 当社の期末剰余金配当基準日は、毎年2月末日とする。
③ 当社の中間配当基準日は、毎年8月31日とする。
④ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
⑤ 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払いの義務を免れる。
⑥ 未払いの配当金には、利息を付さないものとする。

以上

<改正>

1970年4月17日	1978年5月17日	1988年5月17日	1999年5月18日	2003年5月15日	2008年8月21日	2013年5月16日
1971年4月17日	1982年5月17日	1990年5月15日	2001年5月17日	2004年5月19日	2009年3月1日	
1974年4月19日	1983年5月18日	1991年5月14日	2001年8月21日	2004年10月18日	2009年5月14日	
1975年4月19日	1984年5月17日	1994年5月17日	2002年5月16日	2006年5月12日	2010年1月6日	
1977年5月19日	1985年5月17日	1998年5月15日	2002年6月11日	2008年5月15日	2012年5月17日	

本定款は、当社の現行定款であります。

年 月 日

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役 岡田元也